



Title	奈良・平安時代対外関係史の研究
Author(s)	山内, 晋次
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40119
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 3 】

氏 名	山 内 普 次
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 2 8 0 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 9 年 1 月 31 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科 史学専攻
学 位 論 文 名	奈良・平安時代対外関係史の研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 東 野 治 之 (副査) 教 授 平 雅 行 助 教 授 村 田 路 人

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、奈良・平安時代における対外関係の展開とその特質を、東アジア世界の歴史と関連させつつ明らかにしようとしたものである。本論文は序、第1部3章、第2部4章、結語から成り、400字詰原稿用紙換算で約600枚(注、表を含む)を数える。

まず序では、研究史の検討をふまえ、本研究の課題を次のように設定する。即ち奈良・平安時代の対外関係については、従来史料の収集や基礎的な事実の確定において、かなりの成果が蓄積されているが、再検討を要する問題やなお未解明の史料も少なくない。また日本の対外関係史を東アジア世界史の中で考える動きが定着してきているとはいえ、東アジア世界の構造をいかにとらえ、日本の歴史をその中にいかに位置づけるかという理論的な面では、なお充分でないところがある。そこで申請者は、これまで検討し残された問題について実証研究を深め、その上に立って古代の東アジア世界の外交や貿易における性格について、新たな提言を行うとする。

第1部「外交制度と国際意識」では、主として外交史、国交史に関する問題が扱われている。まず第1章「唐朝の国際秩序と日本」では、唐の開元年間、張九齡によって起草された35通の外交文書を取りあげ、その宛先諸国と唐との関係、使用された文書形式を分析し、その中における日本の位置をさぐるとする。その検討結果によれば、唐朝が最も高く位置づけたのは対立する強国、吐蕃・突厥・突騎施などであり、新羅・渤海・契丹等がこれに次いだ。日本は護密・識匿その他の西域の小国とほぼ同等の扱いに過ぎなかったとする。こうした結論をふまえ、従来東アジアを中心に設定されてきた「冊封体制」という概念にも、再検討の余地があることを指摘している。

第2章「遣唐使と国際情報」では、遣唐使の帰朝報告が考察テーマとされる。六国史の一つである『日本後紀』には、805年に帰国した遣唐使の報告が引載されているが、その中には「唐消息」と呼ばれる、唐の国内情報が含まれる。その内容は唐の一般的な情勢にとどまらず、唐と吐蕃との紛争や外交交渉に関する具体的記述にわたる。従来これらについての研究は皆無であったといつてよいが、申請者は特に吐蕃との関係記事について、詳細に中国史料との対比を試み、遣唐使の報告が十分に信憑性に富むばかりでなく、新旧の『唐書』や『資治通鑑』『冊府元龜』などに見えない独自の記述を含んでおり、貴重な史料価値を有するものであることを明らかにして、日本の遣唐使がもち帰った情

報の種類や質を示す具体例としている。

第3章「朝鮮半島漂流民の送還をめぐる」では、古代の対外関係史研究でほとんど取りあげられてこなかった漂流民を検討対象としている。まず基礎的な整理作業の成果として7世紀後半から11世紀に至る朝鮮(済州島を含む)からの漂流民の事例を網羅的に提示する。その分析をもとに、これを3期に分け、第1期(7世紀後半～774年)は来日した新羅使節に付して漂流民が送還された時期、第2期(774年～842年)は、漂流民を単なる「流来」者と「帰化」者に分け、流来者を送還した時期、第3期(842年～10世紀前半)は、それまでの「流来」「帰化」の区別を廃し、全てを送還した時期とした。いずれの時期においても、漂流民の送還には外交・貿易関係が大きな影響を及ぼしていることを述べ、送還形態の変化を手がかりとして、国家関係の特徴や接点となった対馬、済州島の役割を解明している。またあわせて朝鮮、済州島からの日本人漂流民の送還についても検討を加えている。

第2部「日宋貿易」では、主として国家間の経済的関係にかかわるテーマが考察されている。第1章「渡海禁制の再検討」は、日唐・日宋間における私貿易の展開と表裏の関係で論じられてきた渡海の禁止令について全面的に再検討を加えたものである。通説となっている森克己説では、10世紀初めに鎖国的な政策が定立され私的な海外渡航が厳禁されたとされている。本章では森氏が根拠とした3つの事例について逐一批判を加え、それぞれが論拠となりえないことを明らかにするとともに、『小右記』にみえる11世紀初めの事例を新たに取りあげ、この時点で渡海の禁制が存在したことを論証し、それが延喜年間の政策によるものではなく、養老の衛禁律の中に本来存在した規定に基づくものであることを論じている。

第2章「荘園内密貿易説に関する疑問」もまた日宋貿易をめぐる通説に批判的検討を加えたものである。森克己による日宋貿易の研究では、10世紀後半以降における日宋貿易の発展にともない、政府による貿易管理が忌避されるようになり、11世紀には王臣家の荘園を拠点として、着岸した宋船と荘園領主との間に密貿易が隆盛になるとされている。この見解は定説化しているといってもよいが、本章では宋船が着岸し密貿易が行われたとされる荘園や地域に根本的な検討を施し、そのいずれもが確証となりえないことを明らかにし、さらに10世紀から12世紀に及ぶ中国商船来日の史料を集成して、政府による貿易管理が無力化した徴証のみえないこと、政府との交易忌避の傾向も看取できないことを論じている。この問題は、近年盛んとなった考古学的な調査の成果とも関連が深い、上記の所論がそれらの成果と矛盾するものでないことも指摘されている。

第3章「来航中国商人と王朝国家」では、これまで政府による対外関係統制の衰退期とみなされてきた10世紀以降について、新たな見直しが行われている。まず前章で整理、集成された中国商人来航の事例(10～13世紀)をもとに、中国商人来航の報告が中央に伝えられる経過を考察し、外国人来航の情報は天皇の外交権に関わる重要事項として把握、認識されていたとする。また中国商人の来航時に提出された文書は、船長からの上申文書、乗組員名簿、進上品や貿易品のリスト、宋朝政府の渡海許可証、商人からの聴取調書、乗員の風俗絵図等からなっていたとし、そこに国家による貿易管理の意図が読みとれることを論じ、ひいては中国商人の来日が天皇への朝貢とみなされていたとしている。この点は、中国商人の進上品に対する政府の扱いからもうかがわれることが指摘されている。こうした考察結果から、王朝国家は来日中国商人に対して、中華思想に基づく朝貢とみる意識を保っており、中国商人はこれを営利活動に利用する一方、王朝国家は、貿易の独占を計り律令国家期以来の自国中心意識を満足させる手段としたと論じる。

第4章「東アジア海域における海商と国家」では、前章の論旨をうけて日本と他の東アジア諸国、諸地域との比較が展開されている。時代的には前章の扱った10～13世紀、地域としては東南アジアと朝鮮半島を対象とし、貿易港、客館、貢物、中国商人の外交活動と外地居住などが比較検討されている。その結果、それぞれの地域の政権が自身の設定した独自の華夷秩序に沿って中国商人を受け入れており、商人の側もそれを営利活動に有効に利用している傾向が看取されること、商人が外交的役割を果たす場合のあること、貿易拠点に中国商人の長期滞在や居住のみられることを述べる。これらの諸点は日本の場合とも共通するが、ただ君主が直接には中国商人に接しない点に日本の場合の特殊性があることを指摘する。

最後に「結語」では、以上の考察をふまえ、これまでの対外関係史では相対立するものとして論じられがちであっ

た政治的、外交的側面と経済的側面とを統一的に理解してゆくべきことを説き、新たな対外関係史の構築を将来の課題としている。

論文審査の結果の要旨

本論文は広範な史料の収集と創見に富む史料分析によって、8世紀から12世紀に及ぶ日本の対外関係史の研究に大きな貢献をなすものといえる。分厚い研究史を有する古代史の分野にあっても、対外関係史の研究は比較的手薄なまま現在に至っており、その中であって木宮泰彦、森克己ら戦前以来の実証的研究が事実認識の面で強い影響力をもち、それらを背景に戦後西嶋定生や石母田正に代表される理論的研究も提起されてきた。近年さまざまな見直しが行われているとはいえ、なお緒についた段階といわなければならない。

このような中で本研究の成果とすべき点をあげるならば、まず第1は、中国文献への広い目配りによって、従来の研究では見落とされていた史料の価値を掘り起こしたことである。たとえば第1部第1章で扱われている唐の外交文書も、日本宛てのものが注意されてはいたが、これを他の国書と対比検討したのは本研究の功というべく、これによって日本の国際的地位がより鮮明となった。また第1部第2章における「唐消息」の分析に至っては、申請者の中国史料に対する読みの適確さがよく表われており、日唐関係史の枠をこえて新しい事実を提示したものとなっている。

第2の成果として、関係史料の網羅的な博搜とそれに基づく手堅い分析があげられよう。対外関係史の研究においては、日本・中国・朝鮮の諸文献に散在する史料の収集が基礎的な作業となるが、本研究では既応の収集に安住せず独自にこれを行い、それが立論に大きく貢献している。第1部第3章の漂流民に関する論は、そうした労多い作業の上に展開されたものであり、同様なことは第2部第2章における中国商人来航事例の調査や、同じく第3章の中国商人提出文書の調査についても当てはまる。表として示されたこれらの事例は、各章の論旨を極めて説得力に富むものとし、ひいては本研究を価値あるものとしているといつてよい。

本研究の第3の成果は、古代の対外関係をめぐる従来の通説に根本的な疑問を投げかけ、重要な論点についてその誤りを指摘したことである。第2部第1章において、延喜年間に鎖国政策がとられたとする説に反証を示した点や、第2部第2章において荘園内密貿易説に積極的な証拠のないことを論じたのはとりわけ重要な収穫である。9世紀末の遣唐使停止以降、日本が鎖国的となり、中国商人による私貿易が発展し、11世紀になると荘園内での密貿易が盛んになるとしていた通説には、大きな疑問が生じたわけで、9世紀以降の対外関係史は、本研究によって再検討を迫られたといえる。

第4に注目されるのは、外交と貿易を分離するのではなく、一体のものとして捉えるべきであるとする本研究の主張である。10世紀以後の対外関係では、従来貿易面ばかりが重視されてきたのに対し、第2部第3章を中心に王朝国家期においても中華思想に基づく国際意識の維持されていたことが明らかにされているが、このような成果をみると、上記の主張は極めて妥当なものであり、こうした視点で対外関係史を見てゆくことの重要性が痛感される。

しかしながら本研究にも問題がないわけではない。本研究は上にも述べたとおり、着実な文献的実証による史実の解明によって、精彩に富むものとなっていることは確かであるが、荘園内密貿易説への批判をめぐっては、宋船の着岸地に関する最近の服部英雄の説をふまえ、さらに考察を深めてゆく必要がある。また論述の面では、個別的な実証成果が、ともすれば自己完結的で、外交と貿易を一体のものとみる構想と充分有機的に関連していないうらみがある。日本と東アジアの他地域との比較も、現象面におけるやや皮相なものに終始し、内在する社会的、歴史的な要因への踏み込みに欠けるところがあるのは否めない。

しかしこれらの欠点は、申請者が前途ある研究者であることを考慮すれば決定的なものとはいえず、本研究で達成された実証的成果を踏まえ、今後自らの構想を深化させてゆくことが期待される。本論文は充分にその基礎となりうる価値をもっており、学位に値するものと考えられる。

ここに本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものであると認定する。